

非課税

# 根保証約定書

令和 年 月 日

独立行政法人 農林漁業信用基金 御中

住 所  
債務者 \_\_\_\_\_ 印

住 所  
連帯保証人 \_\_\_\_\_ 印

住 所  
連帯保証人 \_\_\_\_\_ 印

住 所  
連帯保証人 \_\_\_\_\_ 印

住 所  
連帯保証人 \_\_\_\_\_ 印

保証人は、債務者が別に独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）に差入れた独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証関係債務保証約款の各条項を承認のうえ、債務者が貴信用基金に対し現在および将来負担する下記表示の債務について、債務者と連帯して保証債務を負担し、その履行については前記約款の各条項のほかこの約定に従います。

## 保証する債務の表示

種 類	保証委託取引によるいっさいの債務、手形債務
金 額 (民法第465条の2 に基づく極度額)	極度額 金 円也
期 限	令和 年 月 日から令和 年 月 日 までの取引により発生した債務（5年）
備 考	上記の金額は債務者の債務について貸付金元本、利息、 遅延損害金、違約金および付随する費用の合計額である。
民法第465条の3に 基づく元本確定期日	令和 年 月 日

## 第1条

信用基金は、継続的な金融取引を円滑に行うために合理的必要性が認められる事由がある場合、担保もしくは他の保証について変更、解除することができるものとします。この場合に生じた損害については、信用基金の責めに帰すべき事由による場合を除き、保証人は信用基金に対し免責を主張しません。

## 第2条

保証人がこの保証債務を履行した場合、代位によって信用基金から取得した権利は、債務者と信用基金との取引継続中は、信用基金の同意がなければこれを行使しません。もし信用基金の請求があれば、その権利または順位を信用基金に無償で譲渡します。

以 上

※1 融資機関の貸金の保証書と本根保証約定書は同一保証人とすること等を確認してください。

※2 融資機関の貸金の保証書と本根保証約定書の極度額、期間、確定期日については、原則として同一としてください。